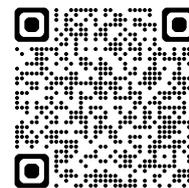


令和6年度三重県働き方改革推進奨励金申請要項

【申請受付期間】

令和6年10月1日（火）から令和7年3月31日（月）まで
※ただし、受付期間中であっても、申請が予算額に達した場合は
受付を終了しますので、早めに申請くださいますようお願いいたします。



三重県ホームページ

【申請書類の提出方法】

オンライン申請又は郵送 令和7年3月31日（月）まで（消印有効）

※料金が不足する場合は受け付けいたしません。発送前に送料を確認のうえご提出ください。

<郵送先> 〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部雇用対策課 宛

※封筒オモテ面に「働き方改革推進奨励金 申請書在中」とご記載ください。

※封筒ウラ面には差出人の住所および会社名、担当者名をご記載ください。

※レターパック・簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

<オンライン申請>

本申請要項P7「V 申請書類の提出方法」もしくは、三重県働き方改革推進奨励金ホームページの「申請方法（1）電子申請」に記載のURLより三重県電子申請・届出システムにアクセスし、必要書類を提出してください。

※取組内容により、申請に必要な書類が異なります。

【お問い合わせ先】

奨励金の申請等については、以下の連絡先にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

三重県雇用経済部雇用対策課

電話番号：059-224-2454/2465

受付時間：8時30分から17時15分まで ※土日祝、12月29日～1月3日を除く

※必ずお読みください※

- 1 奨励金の交付決定後、虚偽又は交付要件に該当しない事実等が判明した場合は、奨励金の交付決定を取り消します。奨励金を振込済みの場合、申請者は、奨励金を全額返還することとなります。
- 2 奨励金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者に対して実施した事業の検査又は説明を求めることがあります。
- 3 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知を行います。必要書類が提出されない等、申請内容の不備又は不足が、三重県の指定する期間内に解消しなかった場合は、申請者が奨励金の交付を受けることを辞退したものとみなし、不採択の決定を行います。
- 4 奨励金の虚偽申請や不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、直ちに申請者名等を警察へ通報します。

I 奨励金の概要

■趣旨

県内企業における男女が働きやすい職場づくり、男性の育児休業及び介護休業の取得促進に取り組む中小企業・小規模企業に対して、取組の後押しをするため三重県働き方改革推進奨励金(以下、「奨励金」という。)を支給することで、県内企業における働き方改革を推進し、ジェンダーギャップ解消につなげます。

■支給対象事業者

「みえの働き方改革推進企業」として登録されている中小企業・小規模企業
※令和6年度または令和5年度に登録した企業で、その他要件を満たす企業。

提出が必要な書類については、[別紙2](#)申請に必要な書類(P9~P12)をご覧ください

■支給対象となる取組内容および交付額

- (1) 男女がともに働きやすい職場づくり 各20万円
- ア 離職者の再雇用
 - イ 治療と仕事の両立
 - ウ 正規雇用への転換
 - エ 女性の積極採用
 - オ 女性専用施設等の整備

※オについて、支給対象となるのは40万円以上の工事費または設置費・付属品を含め10万円以上の備品購入費に限る。ただし、複数の備品を同時に購入し10万円を超える場合は、1件5万円以上のものを支給対象とする(支給額は対象経費の1/2以内かつ上限20万円。)なお、価格は税込みとする。

※ほか、対象となる取組の条件については、[別紙2](#)(1)の「別表」(P9~p10)を参照

(2) 男性の育児休業の取得促進

- ア 7日以上 10万円(週休日除く)
- イ 1か月以上 30万円(週休日含む)
- ウ 3か月以上 50万円(週休日含む)

※連続した3か年度で3人まで

※アについては、連続で取得した場合に限る

※今年度の対象は、令和6年4月から令和7年3月までの間に復帰した方

(3) 介護休業等の取得促進

- ア 5日以上 10万円(週休日除く)
- イ 1か月以上 30万円(週休日含む)

※連続した3か年度で3人まで

※アについては、連続で取得した場合に限る

※今年度の対象は、令和6年4月から令和7年3月までの間に復帰した方

■受付期間

令和6年10月1日（火）から令和7年3月31日（月）まで（消印有効）

Ⅱ 定義

本奨励金で使う用語の定義は、次のとおりとします。

■育児休業

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1項第1号及び各事業所において就業規則又は労働協約等（以下「就業規則等」という。）に定めるところにより、その子を養育するための休業制度をいう。

■労働者

労働基準法第9条に規定する労働者をいう。

■所定労働時間

就業規則や雇用契約書で定めた始業時間から終業時間までの時間から休憩時間を引いた時間をいう。

■役員

取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事及びその他、実質的に企業の経営に従事している者をいう。

■治療

不妊治療のほか、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、難病など反復・継続して治療が必要な疾病の治療をいう。

■正規雇用労働者

期間の定めのない労働契約を締結しており、所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであり、直接雇用される労働者をいう。

■パートタイム労働者

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者をいう。

■介護休業

育児・介護休業法第2条第1項第2号及び各事業所において就業規則等に定めるところにより対象家族を介護するための休業制度をいう。

■介護休暇

育児・介護休業法第16条の5、第16条の6及び各事業所において就業規則等に定めるところにより対象家族を介護するための休暇制度をいう。

■女性専用施設

女性従業員が使用する休憩室、更衣室、ベビールーム、シャワー室、トイレ等の施設をいう。
(ただし、仮設やレンタルなどは該当しない)

Ⅲ 申請要件

本奨励金の申請要件は、次のとおりとします。

- (1) 「みえの働き方改革推進企業」として登録されている中小企業・小規模企業であること。
※令和6年度または令和5年度に登録した企業が対象です。
- (2) 三重県が行う普及啓発活動に協力できること。(関連資料やホームページ、セミナー等での事例紹介。)
- (3) 奨励金交付後も事業を継続する意思があること。
- (4) 三重県から検査又は説明の求めがあった場合は、これに応じること。
- (5) 以下のいずれにも該当しないこと。
 - ① 政治団体、宗教上の組織又は団体
 - ② 「みえの働き方改革推進企業」登録制度要綱第12条第1項の規定により掲載停止中である企業等
 - ③ 過去5年以内に法令に違反する重大な事実があった企業等
 - ④ その他奨励金の趣旨に照らして適当でないとして知事が判断する企業等
- (6) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下、暴力団等という)に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

IV 申請から交付までの流れ等

■申請書類等の作成・準備

本要項を参照して、申請書類の作成と添付書類を準備してください。

■申請書類等の提出

別紙2「申請に必要な書類」(P9～12)で規定する申請書類及び添付書類について、必要な書類全てを ①オンライン申請 ②郵送 のいずれかの方法によって提出してください。

申請書類等は取組内容により異なりますのでご注意ください。

なお、書類はA4サイズに統一してください。

※申請書類等の返却はいたしません。

■三重県による申請書類の審査

必要書類に不足がないか、交付要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者(又は問合せ担当者)へ追加の書類提出を求める通知を行います。また、必要に応じて申請書類等に関して説明を求めることがあります。

■交付・不採択の決定

奨励金の交付・不採択を決定し、書面にて通知します。

■交付について

交付決定を通知した事業者に対し、奨励金を振り込みます。

V 申請書類の提出方法

下記のいずれかの方法によって申請してください。

■オンラインによる申請

県ホームページから申請フォームへアクセスし、入力および様式をアップロードしてください。
申請する取組内容によって、提出先が（A）～（C）に分かれますので、必ずご確認のうえ、書類を提出してください。

【三重県働き方改革奨励金ホームページ】

<https://www.pref.mie.lg.jp/KOYOU/HP/m0139400270.htm>



■郵送による申請

下記郵送先あて郵送してください。

【郵送先】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部雇用対策課 宛

※封筒オモテ面に「働き方改革推進奨励金 申請書在中」とご記載ください。

※封筒ウラ面には差出人の住所および会社名、担当者名をご記載ください。

※レターパック・簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

VI その他

■不正等が判明した場合について

虚偽申請や不正受給等が判明した場合、奨励金の交付を受けた申請者名等を直ちに警察へ通報します。

別紙 1

<本奨励金の対象事業者について>

本奨励金の支給を受けるには下記（１）（２）をともに満たすことが必要です。

- （１）「みえの働き方改革推進企業」登録制度要綱に基づく「みえの働き方改革推進企業」登録企業であり、奨励金の申請日から起算して過去5年以内に、法令に違反する重大な事実がない企業。

※奨励金申請時点で「みえの働き方改革推進企業」に登録されていることが本奨励金の支給条件です。

（令和6年度または令和5年度に登録した企業が対象です。）

なお、令和6年度の「みえの働き方改革推進企業」の申請受付期間は

令和6年4月22日（月）～令和6年7月31日（水）17時までです。

※登録企業の募集は1年度に1回、令和6年度は上記期間のみです。

奨励金の支給を希望するが、「みえの働き方改革推進企業」の申請を行っていない場合は、下記のURLを参照のうえ、令和6年7月31日（水）17時までに申請を行ってください。

【「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度ホームページ】

<https://www.pref.mie.lg.jp/oshigoto/47388012926.html>



- （２）三重県中小企業・小規模企業振興条例第2条に規定する中小企業・小規模企業に該当する事業者。

別紙2 申請に必要な書類

申請に必要な書類は、取組内容によって異なります。

下記(1)～(3)の区分に基づき、申請書類を作成してください。

- (1) 男女がともに働きやすい職場づくりの推進
- (2) 男性の育児休業の取得促進
- (3) 介護休業等の取得促進

(1) 男女がともに働きやすい職場づくりの推進

提出書類一覧	
1	◆三重県働き方改革推進奨励金交付申請書 【第1号様式 <u>(1)</u> 】
2	◆三重県働き方改革推進奨励金 請求書 【第2号様式】
3	◆雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し（登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の本社で一括して手続きを行っている場合を除き、県内の支店・営業所等の事業所の設置届）
4	◆会社案内または会社概要（ホームページの写し可）
5	◆取組を達成した日付と内容がわかる書類の写し（別表参照）
6	◆就業規則、育児介護休業規定等の写し
7	◆その他知事が必要と認める書類

《別表》

取組内容	成果目標	添付書類
離職者の再雇用	結婚、出産、育児又は介護を理由として離職した労働者を令和6年4月～令和7年3月に再雇用した場合。 離職前、再雇用後の雇用形態は問わない。	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に雇用し、離職したことがわかるもの（離職理由が確認できること） ・再雇用契約書の写し
治療と仕事の両立	不妊治療をはじめとした治療と仕事の両立を図るための休暇制度があり又は新たに導入し、令和6年	<ul style="list-style-type: none"> ・休暇申出書、休暇承認書の写し

	4月～令和7年3月に利用実績があった場合。(就業規則等に規定していること)	
正規雇用労働者への転換	パートタイム労働者等から正規雇用労働者への転換制度があり又は新たに導入し、令和6年4月～令和7年3月に利用実績があった場合(就業規則等に規定していること)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の雇用形態がわかるもの ・雇用契約書の写し
女性の積極採用	令和6年1月から令和6年12月までに採用した労働者(正規雇用労働者に限る)のうち女性の割合が対前年比20%以上増加した場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別採用者数のわかる書類の写し ・雇用保険加入状況等
女性専用施設等の整備	令和6年4月1日以降に、女性が働きやすい職場環境づくりに資する施設、設備又は備品の新設を実施し、令和7年3月31日までに完了した場合。なお、実施とは工事においては契約日を、備品の新設においては発注日を指す。	<p>(工事の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書の写し(金額、契約期間がわかる箇所) ・工事が完了したことを確認できる書類(工事完成報告書など) ・工事実施個所の写真及び図面 <p>(備品の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書・納品書の写し ・設置した備品の写真

- ※1 提出書類の記載内容が不鮮明な場合および修正が必要な場合は、差し替えを求めます。特に、各書類の「写し」については、数字や文字が読みとれる状態での提出をお願いします。
- ※2 申請に必要な書類に関する相談は、以下のお問い合わせ先までお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

三重県雇用経済部雇用対策課

電話番号：059-224-2454/2465

受付期間：8時30分から17時15分まで(土日祝、12月29日～1月3日を除く)

(2) 男性の育児休業の取得促進

提出書類一覧	
1	◆三重県働き方改革推進奨励金交付申請書 【第1号様式 <u>(2)</u> 】
2	◆三重県働き方改革推進奨励金 請求書 【第2号様式】
3	◆雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し（登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の本社で一括して手続きを行っている場合を除き、県内の支店・営業所等の事業所の設置届）
4	◆会社案内または会社概要（ホームページの写し可）
5	◆対象となる男性労働者の育児休業決定通知、育児休業給付金支給決定通知書
6	◆対象となる男性労働者の出勤簿の写し等、本奨励金の支給年度に当該職員が職場復帰したことが確認できる書類
7	◆就業規則、育児介護休業規定等の写し
8	◆その他知事が必要と認める書類

- ※1 提出書類の記載内容が不鮮明な場合および修正が必要な場合は、差し替えを求めます。特に、各書類の「写し」については、数字や文字が読みとれる状態での提出をお願いします。
- ※2 申請に必要な書類に関する相談は、以下のお問い合わせ先までお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

三重県雇用経済部雇用対策課

電話番号：059-224-2454/2465

受付期間：8時30分から17時15分まで（土日祝、12月29日～1月3日を除く）

(3) 介護休業等の取得促進

提出書類一覧	
1	◆三重県働き方改革推進奨励金交付申請書 【第1号様式 <u>(3)</u> 】
2	◆三重県働き方改革推進奨励金 請求書 【第2号様式】
3	◆雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し（登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の本社で一括して手続きを行っている場合を除き、県内の支店・営業所等の事業所の設置届）
4	◆会社案内または会社概要（ホームページの写し可）
5	◆対象となる労働者の介護休業決定通知、介護休業給付金支給決定通知書
6	◆対象となる労働者の出勤簿の写し等、本奨励金の支給年度に当該職員が職場復帰したことが確認できる書類
7	◆介護保険の被保険者証、医師が交付する証明書类等、介護休業の対象となった家族が要介護状態であることが確認できる書類
8	◆就業規則、育児介護休業規定等の写し
9	◆その他知事が必要と認める書類

- ※1 提出書類の記載内容が不鮮明な場合および修正が必要な場合は、差し替えを求めます。特に、各書類の「写し」については、数字や文字が読みとれる状態での提出をお願いします。
- ※2 申請に必要な書類に関する相談は、以下のお問い合わせ先までお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

三重県雇用経済部雇用対策課

電話番号：059-224-2454/2465

受付期間：8時30分から17時15分まで（土日祝、12月29日～1月3日を除く）